

派遣先向け 改正派遣法対策セミナー開催要領

令和元年9月6日
京都労働局需給調整事業課

1 趣旨

平成30年改正派遣法の成立により、派遣先においても自社の労働者と派遣労働者との均等・均衡を図る観点から様々な措置を講じることが必要となりました。

そこで、派遣先が実際に講ずべき措置の内容及び手法等に関して、実務に即した具体的な説明を行うことにより、令和2年4月1日の改正派遣法の円滑な施行を図ることを目的として、派遣先事業所を対象とした実務対応型セミナーを実施します。

2 対象者

労働者派遣を受け入れている事業所及び受入の可能性のある事業所

3 北部地域における実施日時、会場及び定員

- (1) 実施日時 令和元年10月29日（火） 10時30分～12時・13時30分～15時
- (2) 会場 福知山公共職業安定所2階大会議室（福知山市東羽合町37）
- (3) 定員 各回30名
- (4) 同内容のセミナーを兵庫労働局主催で以下のとおり実施します
 - ・日時 令和元年10月10日（木）13時30分～15時
 - ・会場 丹波市春日住民センター（丹波市春日町黒井496-2）
 - ・定員 概ね50名

4 南部地域における実施日時、会場及び定員

- (1) 実施日時 令和元年11月1日（金）及び5日（火）から8日（金）まで
10時30分～12時・13時30分～15時
- (2) 会場 京都労働局6階会議室（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451）
- (3) 定員 各回40名

5 申し込み方法

裏面の参加申込書のFAXにより受付を行います。（先着順）

6 説明内容

- (1) 同一労働同一賃金への対応について
- (2) 派遣先均等・均衡方式への対応について
- (3) 法施行までに措置が必要な事項等

7 個別相談会の実施

改正派遣法をはじめとする労働者派遣に関する相談・疑問に需給調整事業課が応対する個別相談会を以下により実施します。

- (1) 日時 開催日の15時から17時まで（最終受付は16時30分）
- (2) 会場 セミナー会場
- (3) その他 予約不要・先着順

8 講師

需給調整指導官・需給調整事業専門相談員

FAX番号(075)279-3200

申込期限・各開催日の1週間前

派遣先向け 改正派遣法対策セミナー参加申込書
(兼当日参加票)

【お申込者の情報】

事業所名			
電話番号		担当者名	

【参加希望日時】 北部地域 (10/10丹波市 10/29福知山市)

10月10日(水)午後 ※兵庫労働局主催分	10月29日(火)午前	10月29日(火)午後
参加希望者数 1名 ・ 2名		

※兵庫労働局主催分は当局で受付後、本用紙を兵庫労働局へ送付します。

【参加希望日時】 南部地域 (京都労働局)

11月1日(金)		11月5日(火)		11月6日(水)		11月7日(木)		11月8日(金)	
10:30	13:30	10:30	13:30	10:30	13:30	10:30	13:30	10:30	13:30
参加希望者数 1名 ・ 2名									

- ・ ご希望の日時欄及び参加希望者数に○を付けてください。
- ・ 1事業所2名以内の参加をお願いします。
- ・ 複数の候補がある場合は、希望順位を○数字で記入ください。
例 第1希望: ① 第2希望: ②
- ・ FAX送信時点では、まだ申し込みは完了しません。
FAX到着後、概ね3日以内に当課より上記電話番号に結果を連絡します。
(定員を超過した場合はお断りさせていただきますので予め御承知ください)
- ・ 各回とも開始30分前から受付を開始します。本状を受付で御提出ください。